伸びゆく木曽岬町のふれあい広場 2027　参加に係る誓約書

●イベント名

伸びゆく木曽岬町のふれあい広場２０２７

第３７回産業文化祭・第３２回福祉健康フェスタ

●参加申込注意事項

・暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。
・暴力団との関係等を調査するため、出店申込書や本誓約書が関係機関に提出される場合があります。また、**身分証明書（顔写真付き）の写しも同封すること**
・主催者側及び警察官の指示に従い、運営に協力すること。
・申請者以外のものが営業を行わないこと。（名義貸しをしないこと。）
・参加団体及び参加者が暴力団等、あるいは暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合は、その理由の如何を問わず参加できないものとします。
・暴力団に資金、利権が渡るようなことは一切しないこと。
・本イベントへの参加、並びに準備・片付等による参加者自身による不慮の事故・病気・盗難などについては自己（参加者）の責任において処理し、主催者はその賠償など一切責任を負いません。
・終了後は清掃等を徹底し、原状回復を行うこと。また、ごみは各自で持ち帰ること。
・出店、出展の配置、出演プログラムは委員会が行います。
・【出店】飲食物を扱う出店内容は、臨時営業許可申請における取扱品目に限り、桑名保健所へ必要な届出を行うこと。
・【出店・出展】内容等によりスペース等のご希望に添えないことがあります。
・【出演】時間、内容等により出演時間の短縮等を行う場合があります。

上記注意事項を確認し、今回の出店に関し、上記の注意事項を徹底し、これを遵守することを誓約致します。

（申込期限：令和８年１２月１１日）

伸びゆく木曽岬町のふれあい広場運営委員会　殿

令和　　年　　月　　日

団体名 又は 個人名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　　表　　者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生　年　月　日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日生

〒

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号（携帯電話）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（誓約書裏面）

伸びゆく木曽岬町のふれあい広場開催に係る露店等営業に関する規約

≪抜粋≫

（確認証の交付）
第３条　運営委員会は、露店等を営業することが適当と認めるときは、出店者に対し、出店確認証（様式第２）を交付するものとする。

（出店の拒否）
第４条　運営委員会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店確認証を発行しないものとする。
（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
（２）暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていなが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。）。
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの。
（４）法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
（５）暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
（６）暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの

（出店確認証の掲示等）
第６条　出店者は、運営委員会から交付を受けた出店確認証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して営業を行わなければならない。
　また、露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯しなければならない。

（出店者の遵守事項）
第７条　出店者は、以下の事項を遵守しなければならない。
（１）出店場所及びその周辺を破損、汚損等しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、現状復旧すること。
（２）出店に際して発生したゴミ等については、原則出店者が持ち帰るものとし、その場に放置しないこと。
（３）人の往来を妨げるような出店や与えられた区画をはみ出したりしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。

（出店の取消し）
第８条　運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。
（１）出店者、責任者及び使用人が、第４条各号に該当すると判明した場合。
（２）提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。
（３）来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
（４）第７条の遵守事項に反した場合。
（５）その他運営委員会が適当でないと認めた場合。

（責任者及び従事者の変更）
第１０条　出店者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を責任者及び従事者として営業に当たらせるときは、改めて、当該責任者及び従事者の氏名、住所、生年月日を運営委員会に届け出なければならない。